

小学校教育システム賃貸借に係る質疑回答

連番	項目	質問	回答
1	賃貸借契約書	賃貸借契約書案を提示していただけますか。	別ファイルで賃貸借契約書（案）を提示します(別紙は省略)。なお、契約書の条項については、落札者決定後、発注者、落札者及び賃貸人の3者で改めて協議します。
2	納品について	納品遅延等発生時は、落札者と発注者にて解決し、リース会社は納品に関する責任を負わないとの理解でよろしいでしょうか。	賃貸借契約書（案）第3条に定めるとおりとします。リース会社様におかれましては、不測の事態における納品遅延が発生した場合には、賃貸借期間の変更等につき協議に応じていただきたく存じております。
3	契約形態について	賃貸借契約は3者で、保守契約は2者間での2契約を行うとの理解でよろしいでしょうか。 また、保守料金は、発注者から落札者へ支払われ、リース会社は代理回収を行う必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	賃貸借契約については質問1を参照してください。また、保守契約及び保守料金の支払いについては貴見のとおりです。
4	リース料の支払いについて	リース料については、当月分のリース料を翌月末までに支払うとの理解でよろしいでしょうか。	提示している仕様書の支払条件や契約書（案）に記載のとおり、請求書を受領してから30日以内に支払います。具体的には、翌月当初に請求書を受領できれば、受領した月の25日までに支払うことが可能です。
5	長期継続契約について	仕様概要書9. 保守契約は、長期継続契約とありますが、賃貸借契約についても同様の長期継続契約となりますでしょうか。	賃貸借契約につきましては、令和2年度以降の予算を債務負担行為として定めていますので、長期継続契約にはなりません。

小学校教育システム賃貸借に係る仕様書の訂正について

連番	項目	内容
1	契約条件	業務仕様書 契約条件第6項中「当該ソフトウェア権限者」は「当該ソフトウェア権原者」に修正します。